

大行社・大吼関連情報（１）

国会会議録検索システム（<http://kokkai.ndl.go.jp/>）から、大吼への偽政府広報掲載についての質疑を引用します。赤字は引用者(私)によります。

96-衆-決算委員会-7号 昭和57年08月10日

三浦（久）委員 官房長官にお尋ねをいたします。

主に右翼暴力団の問題についてお尋ねをいたしますが、最近、いわゆる右翼暴力団の動きが非常に活発化しております。ことしに入ってからの主なものだけでも、日教組本部の襲撃事件がありますし、日教組の島原大会の妨害事件がありますし、またわが党の榊議員の大井駅頭における街頭演説に対する妨害事件もあります。また共産党本部への襲撃事件もあります。全国的に見ますと、この種の事件というのは全く枚挙にいとまがないほど頻発をしているというのが現状であります。特に共産党本部への襲撃は、十年前の一九七一年にはわずか三回だったのです。ところが、昨年ほどのぐらい右翼が襲撃をしたかといえますと、千百八十回であります。平均すると一日に三回右翼が押しかけてくるという状況になっているわけですね。

これら右翼暴力団は宣伝車を使っております。装甲車ですね。これを彼らは宣伝の道具として使うのではなくて、凶器として使っています。彼らはあの宣伝カーを武器にしながら、さまざまな道交法違反を繰り返しています。また、車上に乗って石を投げたり、爆竹を鳴らしたり、また鉄パイプを振り上げていろいろな暴行を働く、そういうようなことを絶えず行っているわけですね。私もやられたことがありますけれども、彼らの攻撃のほこ先というのは、いまは反核平和運動、憲法擁護運動、また第二臨調路線に反対をする労働組合運動、または日本共産党、こういうところにその主なほこ先が向けられているわけでありまして、日本は大変治安が良好である、世界一治安が確立されているというふうに言われておりますけれども、事この右翼暴力団の問題に関しては、私は余りいばれない、まさに野放しにされているというような状況ではないかというふうに思うわけでありまして。

これら右翼暴力団のいわゆる民主勢力に対する行動というのは、まさに憲法に保障された表現の自由、結社の自由、また言論の自由というものを侵害するきわめて重大な民主主義に対する挑戦だというふうに私どもは考えておりますけれども、官房長官の御見解を承りたいと思います。

宮澤国務大臣 暴力は法と秩序を乱すものでございますから、それがいかなる政治的な立場、右であれ左であれ、に立つにかかわらず、これは厳正に取り締まるべきものであると考えております。

三浦（久）委員 この右翼暴力団、いわゆる政治結社化した暴力団ですね、彼らはほとんど憲法の改正を唱える、また日米安保体制の強化を唱える、軍事力の増強も言っている。さらに靖国神社の国家護持という主張まで掲げています。また核兵器廃絶運動を敵視する。こういう意味では自民党やまた一部の自民党の政治家とその主張を同じにしている。そのために、この右翼暴力団の集会に自民党の政治家が出席をして激励のあいさつをする、こういうことが頻繁に起きております。また、大企業や財界、彼らがこの政治結社化した暴力団に政治資金を提供している、こういうことが事実としてあります。まさにそういう意味では、この右翼暴力団を政治的に資金的に自民党やまた財界、大企業が支えているという状況なのであります。右翼暴力団を直接的に制圧するとか社会的に孤立させるとか、または資金源を断つ、そしてこういう右翼暴力団を根絶するというのが政府の方針だというふうに私は思っております。そういう方針から見て、現在のような、いま言った財界や自民党の一部の政治家たちが右翼暴力団の集会に激励のあいさつを送る、政治資金を提供するというような政治状況全般について、官房長官はどういうふうにお考えになっていらっしゃるのか、お答えをいただきたいと思っております。

宮澤国務大臣 一概に右翼暴力団というふうにおっしゃいますけれども、右翼というものと暴力団というものは分けて考える必要があるであろうと思っております。つまり、暴力というのはいかなる政治的な立場とも関係なく存在し得るものでございますが、ただ右翼ということであれば、これは思想の自由の問題でございますので、それが自民党の主張に非常に近いというようなことを仰せられまして、私は必ずしもそう思いませんけれども、しかし、これは思想の自由でございますから、これに賛同する者もあり得るであろうと思っております。しかし、暴力団というものは別でございますので、これは法と秩序を乱す行為でございますから、したがって、この暴力団が右翼を仮装して、そして資金援助を受けるといようなことになりまして、これは犯罪を構成するおそれがある場合がございますので、その点は厳重に取り締まらなければならない。その取り締まりは暴力に対して行われるのであって、右翼という思想的な立場に対して行われるわけではない、こう認識しております。

三浦（久）委員 商法の改正とか道交法の改正によりまして、いわゆる暴力団というのがどんどん政治結社に衣がえをしていく、それで多少の政治活動もする。全然しないの也有りますね。また、多少の政治活動もやるがその実態は暴力団だ、そういうものもあるのです。そして、自民党の一部の政治家が集会に出席してあいさつするというようなものは純粋な政治結社のそういう団体じゃなくて、いわゆる右翼暴力団が政治結社を仮装している、警察庁自身も暴力団的な側面があるというふうに認めざるを得ない、そういうものに出ているのです。そういう右翼暴力団がたくさんありますが、それに対して財界がもうたくさんの政治資金を提供しているということは事実なんです。ですから、そういう政治状況についてどう思うかということをお前は御質問したけれども答えがありませんので、時間がありませんから先に進ませていただきます。

それで、右翼に対する取り締まりが非常に甘いとかが右翼暴力団を泳がせておるとか、そういう批判がマスコミその他のところからいろいろと言われておりますけれども、そういう右翼に対する取り締まりがゆるいというのはいま言ったような政治状況から出てきているとお前は思うのです。いま言いましたように、この右翼暴力団を社会的に孤立させたり資金源を絶つ、こういうことによってやはり絶滅していかなければならぬとお前は思う。そういう観点から言えば、政府が右翼暴力団の機関誌に広告を掲載するというようなことは絶対にあってはならないことだと思ふのです。

ところが、ここに私は「大吼」という機関誌を持ってきました。これはどこが出しているかという、大行社が発行しております。この八月号と十月号をここに持ってきましたけれども、この中には、八月号の百六十三ページそれから十月号の六十一ページ、ここに一ページの三分の一の形をした北方領土に関する政府の広告が載っている。これはどうなのかという、「歴史が証明するわが領土 奪ったのではない 放棄したものでもない 北方四島」こういうふうになっていて、一番下の方にはこの北方領土がかかれておって、それで「政府広報総理府」こういう活字が印刷されているものであります。これは総理府に確かめたら、政府が週刊誌、たとえば週刊朝日、サンデー毎日、週刊読売、その他の週刊誌に掲載したものと全く同じものだということですね。こういうものが大行社という右翼暴力団の機関誌である「大吼」という雑誌に二回にわたって掲載をされている。これは事実であります。

そこで、私は警察庁にお尋ねしますが、この大行社というのはどういう団体なんでしょうか。

西村説明員 ただいま大行社についてのお尋ねでございますが、大行社というのは、暴力団稲川会の幹部であります岸悦郎が、戦前存在いたしました右翼団体であります大行社、これは大正年間に創立いたしましたものであります。この大行社の創設者であります清水行之助から大行社の再建を委託されまして、昨年七月二十四日に結成をしたものであります。現在、全国で約三百五十人ほどの会員がおると見られておりますが、北方領土の返還運動あるいは日教組批判の街頭宣伝活動などを行っておる団体でございます。

三浦（久）委員 これは稲川会の三本杉一家の総長が創立しているわけですか。稲川会というのはどういう暴力団ですか。

関口説明員 お答えいたします。

お尋ねの稲川会でございますけれども、昨年末現在で一都十県に百数十団体、構成員四千数百名の勢力を有する大規模広域暴力団でございます。

三浦（久）委員 大行社の構成員はどうなっておりますか。

西村説明員 大行社は昨年七月に結成されたと申し上げましたが、現在のところつまびらかではありませんけれども、三百五十人前後の構成員ではなからうかというふうに判断いたしております。

三浦（久）委員 どういう人々によって構成されておりますか。

西村説明員 大行社は、いま申し上げましたとおり右翼団体として結成されたものであります。岸会長は稲川会に所属しておりましたけれども、昨年大行社を結成するに当たって、清水行之助からその大行社の存続を委託された際に、自分はもはや任侠道から足を洗って政治活動に専心する、そういう決意を披露して彼は大行社を結成したものであります。

いまその構成員がどういうものかというお尋ねでありますけれども、岸会長の決意あるいは政治活動に専念するという思想のもとに純真な会員を求めておるのは彼でありますけれども、いまだ、本来の系統から見ますと稲川会系あるいはその他と思われるような暴力団におって活動しておった者というものもかなり含まれておるのではなからうかというふうに思っております。

三浦（久）委員 そうすると、警察庁としてはこれを純粋な政治結社というふうには見ないで、暴力団的な側面もあるというふうにご考慮されておられるわけですか。

西村説明員 大行社の結成趣意そのものについては、岸会長が決意表明いたしましたように、政治活動に専念する、こういう形で結成されているわけであり、現在、政治面としての活動は街頭宣伝活動に重点を置き、極力暴力団というような印象を与えないために岸会長が努力しておられる事実もまた一面では見受けられるわけであり、

しかしながら、それが直ちにいま、結成されて一年で右翼団体として全く変貌しているのかどうかという点については、結成後日浅く、また活動においても街頭宣伝活動に重点を置きながらして現在の状況から見まして、一面右翼的な取り締まりを行うとともに、先ほど申しましたとおり暴力団的な構成員もおりますから、その面からの取り締まりも強化しておるといのが実態でございます。

三浦（久）委員 いまお話しのとおりなんですよ官房長官。こういう右翼暴力団の機関誌に、なぜ、どういう経過で政府のこういう広告が載ったのか、その点を私はお尋ねいたしたいと思っております。

小野（佐）政府委員 お答えいたします。

去る六月に赤旗日曜版の編集の記者の方が総理府広報室に来られまして、先生先ほどお示しの雑誌「大吼」を提示されたわけですが、その中に、五十六年五月に政府広報として週刊誌に出稿いたしました北方領土に関する広報と同一のものが掲載されているということ、私どもとしては初めて承知したわけですが、もちろん雑誌「大吼」を政府広報の媒体として利用したりそれに投稿したりしたことは一切ございません。

三浦（久）委員 ただそれだけですか。あなた、これは重大な問題でしょう。政府が金を出して暴力団の機関誌に広告を出した、いまそういうふうに疑われているわけですよ。経過を明らかにしろと言ったら、いつだれがどういう方法でもってこういう雑誌に載せたということまで調べなきゃいけないじゃないですか。私たちは出したことありませんだけあなたたちのぬれぎぬが晴れると思ったら大間違いじゃないですか。いまあなたも出稿したことはないと言った。出稿したことはないと言ったけれども、じゃ、暗黙の了解を与えたことはあるのですか。そういうことも含めて、もっと経過を具体的に詳細にここで述べなきゃだめじゃないですか。

小野（佐）政府委員 広報室から、「大吼」の出版元でございます株式会社大行社に対しまして、あたかも政府が出稿したかのような形で掲載されたことははなはだ遺憾であるとし、同社に対して厳重に注意をいたしました。厳重に注意いたしましたところ、大行社は大変申しわけないことをしと謝罪をいたしました。さらに、その政府広報を掲載した当時の編集人等もすでに交代しており、新しい編集体制のもとでは二度とこのようなことがないように注意をいたしますというふうに回答いたしました。

以上でございます。

三浦（久）委員 これからしませんがと言われたからそれで引き下がってきたみたいですが、編集人が交代しているなら、その編集人がだれで、そしてどういう経過でこういうことになったのかははっきりさせなきゃいかぬでしょう。

たとえば、広告を出す場合には、政府が原版を雑誌社に渡すのでしょ。その原版が盗まれてこうなったのかもしらぬ。また、何かあなたたちが暗黙の了解を与えたために雑誌社が原版を渡したのかもしらぬ。そうでなければ、週刊誌を見て、週刊誌に載っているこういう広告を見て、それで写真に撮ってそれから原版をつくってこの「大吼」に載せたのかもわからぬ。しかし、もし原版を盗んでやったなんということになれば、これは明らかに犯罪でしょう。そういう具体的なことまで何も調べないというのは一体どういうことなんですか。

あなたたちがもし「大吼」にこういう広告を載せることを暗黙の了解を与えておったとか、あなたたちが金を出してこういう広告を掲載したということになれば、その担当者は首が飛ぶような、これはそういう重大な問題じゃないか。そしてまた、国民は政府に対する信頼を失うでしょう。また、こういう雑誌を見た暴力団員は大いに勇気づけられるじゃないか。社会的に孤立とか資金源を枯渇させるとか、そういう政府の方針と全く違ったことがやられておるわけだ。そういう疑いを君たちはかけられておりながら、ただ行って編集人が交代しました、子供の使いみたいなことをして、それで事態の真相を解明したということが言えるのですか。どうしてちゃんと調べないの、おかしいじゃない。僕らは、だから、そんないいかげんなことだから、あなたたちが暗黙の了解を与えたんじゃないかという。あなたたちは出稿はしないと申すけれども、出稿はしないと、ただそれだけの話だ。出稿はしなくても、暗黙の了解を与えたのじゃないかという、そういう疑いを持たざるを得ないのだよ、僕らが、もっとはっきり具体的な経過を明らかにしなさい、だれがこういうことをやったの、あなたたちがしてないというのなら、だれがやったの、はっきりすべきじゃないか。

小野（佐）政府委員 広報室としましては、暗黙の了解を与えた事実もございませんし、それから原版等が盗まれたということもございません。

それから、先生ただいま……（三浦（久）委員「だれがやったの」と呼ぶ）推測でございますけれども、恐らく、週刊誌に出たのを向こうが写真が何かに撮りまして、それを転載したのじゃないかというふうに思います。（一三浦一久）委員「だれがやったの」と呼ぶ）それは「大吼」の編集者……（三浦（久）委員「だれ、何という人、そんなこと調べないでどうするの」と呼ぶ）その政府広報が掲載された当時の編集人は岸悦郎という名前でございますが、現在は後藤という人に名前が変わっております。

三浦（久）委員 推測でこんな大事なことを云々すべきじゃないよ、あなた、ちょっと聞くけれど、あなたたちは、訂正記事出さしたの、謝罪文出さしたの。

小野（佐）政府委員 先ほども申し上げましたように、私の方から抗議を申し入れましたことに対しまして先方が陳謝したということ、それから、この政府広報と同じものが掲載されました時期が約一年前のことでもございますので、謝罪文の掲載というところまでは要求いたしませんでした。

三浦（久）委員 事は非常に重大でしょう、あなた、右翼暴力団の機関誌に政府が金を出して広告出した、そういう疑いを持たれているんだよ、何で謝罪文とか訂正文を出させないの、あなたたちに何かやましいところがあるからじゃないのですか。

それで、これは私は犯罪の疑いがあるのじゃないかというふうに思っておるのですよ。

法務省にお尋ねいたしますけれども、こういうことは、私は実務を離れて時間がたっていますのではっきりしませんが、勘で申し上げますが、公文書偽造罪とかまたは著作権法違反とか、そういう疑いがあるのじゃないかというふうに思うのですが、どういうふうにお考えでしょうか。

川崎説明員 まず、公文書偽造罪の成否についてでございますが、文書偽造とは、他人の名義を盗用して新たな文書をつくり出すことで、一般的に申しまして、名義人の承諾なく新聞、雑誌等にその名義の広告を掲載する行為は、文書偽造罪に当たると思うのでございます。しかし、一方、他人名義の文書でございますが、単にコピーしたりあるいは他に転載する等の行為は、それが新たな文書の作成と認められない限り偽造罪にはならないとされているのでございまして、御指摘の事例につきましても、すでに他の雑誌等に掲載されたものをそのまま転載したといたしますと、その掲載の意図、文書の内容、掲載に至る経緯等に照らして消極に解される余地もございまして、この段階で直ちに公文書偽造罪が成立するとは申し上げにくいと思うのでございます。

次に、著作権法の問題でございますが、著作権法は私ども直接所管しておるわけではございませんので、正確な御答弁はいたしかねるわけでございますが、御指摘の広告は、著作権法二条にございまして「思想又は感情を創作的に表現した」著作物と解する余地がございまして、また、著作権法が規定しております著作物の自由な使用が許される場合にも当たりにかろうと思われまので、本件の行為は著作権法に違反するかどうかにつきまして十分に検討の余地がある問題であろうかと思うのでございます。

三浦（久）委員 総理府、これは総理府と言っても、総理府の広報室長は内閣の広報室長を兼任しているわけですから、宮澤さん、あなた全然関係ないわけじゃないのですよ。

総理府、いま言われたとおりなんだ。犯罪を構成する疑いが十分にあるわけだ。特に著作権法についてはその疑いが十分にあるでしょう。公文書偽造の問題についても、私は、ただ単にこの広告をコピーしてばらまいたというにすぎない、そういう問題ではないと思う。「大吼」という機関誌にこれを転載することによって、政府自信がそれを承認して金を出した、こういうふうに一般に思われるし、そのことによって、またさらにこの媒体、いわゆる「大吼」という機関誌自信が政府が広告を出すに足るそのような雑誌なのだというような社会的効果が発生しておるわけです。だから、私は広義に解すると、新たな文書が作成されたというふうに見ても見れると思うんだね、公文書偽造罪の疑いが法務省も全くないと言うわけにはいかないと言う。著作権法違反については、これはその疑いは検討の余地がある、こう言っている。そうすれば、あなたたちは刑事訴訟法の第二百三十九条、犯罪があると思料するときは、これを告発しなければならない立場にあるんでしょ。あなたたち、こういうことをやられて訂正文も謝罪文も出させない、さあこのまま黙って放置するのですか。著作権法違反の疑いが非常に強いのに、これに対して告訴も告発もしないでそのままやみからやみに葬り去ろうとするのですか。ちょっと見解を聞きたいのです。

小野（佐）政府委員 先生御指摘のように、政府広報を無断で掲載するということが、国民一般に対しましてもいろいろと誤解を与えることとなります。私どもとしても、はなはだ遺憾と思っておりますのでございます。

先生御指摘の趣旨も十分理解できるところでございますが、本件につきましては、無断掲載が先ほども説明申し上げましたように約一年前のことでもございまして、その後私どもとしましても警告をし、かつ監視を重ねておるところでございますので、今後は告発を含めまして厳重に対処してまいりたい、このように考えておりますので、何とぞ御理解

いただきたいと思います。

三浦（久）委員 終わります。

アクセス数（累積：6814、本日：7）